

5月のミニデイサービス ～市内を散策します～

とき	利用地区
21日(月)	十二所地区 上川沿
22日(火)	大館地区
23日(水)	長木地区 雪沢
28日(月)	花岡地区 矢立
29日(火)	下川沿地区 二井田中
30日(水)	釈迦内地区

対象 65歳以上のかた
申し込み方法
町内の民生委員、福祉員にお申し込みください。会場までの送迎も利用できます。

利用料 1,000円
時間 10時30分～14時
活動メニュー
レクリエーションほか
※都合により変更になる場合があります。
☎ 社会福祉協議会
☎ 42-8101

満または精神障害者の場合は、家族のかたの名義のものも対象となります。
②本人が運転する車及び家族のかたなど、生計を一にするかたや障害者のみで構成されている世帯に属する身体障害者等を、常時介護するかたが運転する軽自動車等。
※身体障害者等1人について自用自動車1台が対象です。
自動車税(県税)と同時に受けることはできません。
※障害者のかたの通院、通学、通所、仕事のために使用される車に限りです。主に家族のかたが通勤等に使用されている車は対象となりません。
申請に必要なもの
該当する手帳、運転免許証、

☎ 収納課(内線225)

市税の納め忘れは ありませんか

五月は平成十二年度市税の滞納整理月間です。市・県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料などの納め忘れがないかも一度お確かめください。納め忘れがありましたら、五月末日までに必ずお納めください。

申請期限・5月24日(木)
申請場所・税務課諸係係
☎ 税務課(内線212・224)

13年度の軽自動車税納税通知書、生計同一証明書(家族のかたが運転する場合)、常時介護証明書(常時介護する方が運転する場)など。

その他

おじやまします 立ち入り調査のお願い

地方分権一括法により、国の管轄であった道路・水路等の一部は、使用状況の調査に基づき、市の管轄となります。

この調査は、現在の道路・水路等の有無を調査するだけで、皆さんの土地との境界を確認するものではありませんので、市が委託した業者が皆さんの土地に立ち入りしましたときには、ご協力をお願いします。
調査期間・5月1日～11月30日
調査区域

大館地区(片山、餅田、根下戸の住居表示地域を含む)、釈迦内地区、十二所地区
※調査にあたる業者は、市の発行した資格証明書を携帯していますので、ご確認ください。
☎ 管財課(内線207、277)

困ったときは、 すぐに消費者相談窓口へ

五月は消費者意識を高める月間です。高齢者を会館や空き店舗などに集めて無料で商品を配り高額な羽毛ふとん、磁石マットレス、健康食品などを売るという「催眠商法」には十分注意しましょう。うまい話には必ず落とし穴がありますので、家族

と相談して決めましょう。

☎ 市民相談窓口(月・火・木・金)
☎ 49-3111(内線214)
生活センター窓口
☎ 018-835-0999
北秋田地方部県民室
☎ 0186-62-1251

☎ 生活環境課(内線247)

おゆずりください チャイルドシート

市では不用になったチャイルドシートをゆずってください。お気軽にお問い合わせください。
チャイルドシート登録情報
対象年齢・6歳未満
色(台数)
黒(1台)、グレー(1台)
☎ 生活環境課
(内線247・206)

特別永住者のかたへ 弔慰金・見舞金が支給されます

特別永住者として永住しているかたなどで、元軍人軍属等のかたに、弔慰金・見舞金が支給されます。

対象となるかた

- ①昭和12年7月7日以後の公務傷病により、
- ②昭和16年12月8日以降死亡されたかたの遺族
- ③重度の障害の状態にあるかた
- ④重度の障害の状態にあった

かたの遺族(①を除く)
支給内容

①または③に該当するかたは弔慰金260万円②に該当するかたは見舞金等400万円
請求期間
平成13年4月1日～
平成16年3月31日

請求窓口

福祉事務所社会福祉係
☎ 49-3111(内線405)

☎ 総務省大臣官房管理室
弔慰金等支給業務室

〒105-0005

東京都港区虎ノ門1-18-1
虎ノ門第10森ビル

☎ 03-3539-7830
☎ 03-3539-7831

または、
県福祉政策課援護・恩給班

☎ 018-860-1319

自動車の出張登録

とき

5月11日(金)、23日(水)

11時～15時30分

ところ・大館地区出張車検場
(観音堂) ☎ 43-2281

内容

自動車(軽自動車、軽二輪車を除く)の所有者変更、住所変更または廃車の手続きなど
※前日の正午までに電話でお申し込みください。

☎ 018-863-5815
☎ 新潟運輸局秋田陸運支局

お忘れなく 労働保険の年度更新

平成13年度の労働保険料の申告・納付期限は5月21日です。まだ手続きをされていない事業主のかたは、早めにお済ませください。

☎ 秋田労働局労働保険徴収室 ☎ 018-883-4267